

5月のごみ収集日について（お知らせ）

5月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆5月のごみ収集日予定表（日付は5月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	1日(火)	7日(月)	4日(金)	4日(金) に変更です	4日(金)	7日(月)	2日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	8日(火) 29日(火)	14日(月)	11日(金)	10日(木) 31日(木)	11日(金)	14日(月)	9日(水) 30日(水)
缶 (第3・第5曜日)	15日(火) 29日(火)	21日(月)	18日(金)	17日(木) 31日(木)	18日(金)	21日(月)	16日(水) 30日(水)
プラスチック (第3曜日)	15日(火)	21日(月)	18日(金)	17日(木)	18日(金)	21日(月)	16日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	22日(火)	28日(月)	25日(金)	24日(木)	25日(金)	28日(月)	23日(水)
紙 類	火 1・8・15・ 22・29	月 7・14・ 21・28	金 4・11・ 18・25	木 10・17・ 24・31	金 4・11・ 18・25	月 7・14・ 21・28	水 2・9・16・ 23・30
もやせるごみ	火・金 1・4・8・ 11・15・ 18・22・ 25・29	月・木 7・10・14・17・21・24・28・ 31	月・水・木 2・7・9・10・14・16・ 17・21・23・24・28・ 30・31	火・水・金 1・2・4・8・9・ 11・15・16・ 18・22・23・ 25・29・30			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎スプレー缶や使い捨てガスの出し方について

- 次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。
- ★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。
- ★ガスライターは、ガスを使い切ること。

◎祝日に伴う収集日の変更について

福岡・小原地区の資源ごみ（ペットボトル）は4日（金）に収集日に変更になります。お間違えのないようご注意ください。

◎動物焼却施設における補修工事について（お知らせ）

ペットなど、動物の死体は仙南地域広域行政事務組合角田衛生センターで処理していますが、同施設では5月13日（日）から19日（土）まで、補修工事を実施します。

工事期間中も受け付けは通常通り行いますが、即日処理は行わず一時保管し、工事完成後、速やかに処理することとしますのでご了承ください。

◎仙南地域広域行政事務組合角田衛生センター ☎0224-63-2140

仙南地域広域行政事務組合業務課 ☎0224-52-2870

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 5月10日（木）・24日（木）11:00～11:30（時間厳守）
- 場所 健康センター前

（注意事項）犬を登録している方は、鑑札（小判形）を持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。猫の場合は、必ず麻袋（土のう袋は不可）など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

◎生活環境課 ☎22-1314

白石市次世代育成支援行動計画を二覧ください。

白石市次世代育成支援行動計画は、市民が安心して子どもを産み、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちを目指して、平成17年度に策定した子育てに関する行動計画です。市ではこの計画に基づいて各種事業を推進しており、毎年度、事業の実施状況と次年度の計画を策定しています。このたび、平成18年度の事業実施状況と平成19年度の計画を策定しましたので、ご覧になりたい方は、市庁舎1階子ども家庭課までお越しください。

◎子ども家庭課 ☎22-1363

AED（自動体外式除細動器）を貸し出します

心停止の救命措置に必要なAED（自動体外式除細動器）を3台導入しました。5月より貸し出しを行いますので、詳しくはお問い合わせください。

●貸し出しができる方

社会教育関係団体や自治会などのコミュニティ組織

●使用に当たってのお願い

市や仙南地域広域行政事務組合、日本赤十字社などが実施する普通救命講習を受講された方が使用してください。

◎社会教育課 ☎22-1343

特定魚種の放流制限など、ルール順守にご協力ください

■コイの放流制限と持ち出し禁止について
コイヘルペスウイルス（KHV）病まん延防止のため、宮城県内水面漁場管理委員会の指示により、阿武隈川水系では、採捕した（釣った）コイをその水域から持ち出すことが禁止されています。また、県内全域では、KHV病に感染していないことを確認できなければコイを放流することができません。※KHV病はコイ、ニシキゴイにかかる病気で、人に感染することはありません。

■オオクチバスやコクチバス、ブルーギルの再放流・移植放流禁止について
外来魚対策のため、宮城県内水面漁場管理委員会の指示により、県内全域においてオオクチバスやコクチバス、ブルーギルなどの再放流が禁止されているほか、宮城県内水面漁業調整規則によりこれらの移植放流が禁止されています。また、これらの魚種は外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により、飼養や生体持ち出しなどが禁止されていますので、皆さまのご協力をお願いします。

◎宮城県農林水産部水産振興課 ☎022-211-2932

債権の執行手続き場所が仙台地方裁判所本庁に変わりました

判決や公正証書などをもちつても、その後の債務の弁済が受けられなくなった場合、裁判所では申し立てにより、債務者の給料や賃料、預貯金などを差し押さえ、これを雇い主や銀行などから取り立てて、債権の回収に充てる手続き（債権執行）を行っています。これまで債権者の住所が仙南2市7町にある場合は、その債権執行手続きは仙台地方裁判所大河原支部で取り扱っていましたが、4月からこの手続きは、仙台地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。債務者の住所が仙南2市7町にある場合は、仙台地方裁判所に債権執行の申し立てを行いますようお願いいたします。

また、既に仙台地方裁判所大河原支部に所属している債権執行事件についても、4月以降は仙台地方裁判所本庁で取り扱っていますので、ご注意ください。なお、民事訴訟や民事調停、破産など、執行事件以外の事件についてはこれまで通り、大河原支部で取り扱っています。ご不明な点がある場合は、仙台地方裁判所第4民事部までお問い合わせください。

◎仙台地方裁判所第4民事部 ☎022-222-6111

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して——

公立刈田総合病院紹介

当院で働くスタッフを通して、刈田病院の今をご紹介します。第6回は呼吸器科の細木先生です。

4月から診療を始めました
～呼吸器科・細木敬祐先生～

平成17年に大学を卒業して以来、刈田病院で2年間研修してまいりました。

「なぜ医者になったのか」とよく尋ねられます。例えば「難病の家族や友人がいて」、「シュバイツァーの伝記を読んだ」というように、具体的な出来事があったわけではありません。幼いころ、祖母にかわいがってもらった記憶から、ご高齢の方たちに対して安心感を抱

いてきました。苦しい思いをされているときに自分も何かできればと、いつしか志していました。

肺の病気は重症化すれば呼吸不全となり、救急医療や集中治療を必要とします。その一方で、慢性の経過をたどる病気も非常に多いのが特徴です。診断や治療、フォローアップにおいて築き合う信頼関係がとて大切になってきます。

今春から4人目の呼吸器科医として診療を始めました。幅広い視野を取り入れ、病気を治すのみならず、心理・社会的側面にも対応していく医療者になりたいと思っています。

◎公立刈田総合病院 ☎25-2145